

4 各主体の責務と役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 伊達市（高齢福祉課）

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び養介護施設・事業所の運営適正化について、市町村は責任を持つことが規定されています。

《高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務と役割》

■高齢者虐待への対応に関する項目

- ①養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報又は届出に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ②通報又は届出を受けた場合の守秘義務（第23条）
- ③養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保し、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るための、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限行使（第24条）
- ④第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談受付、関係部局・機関の紹介（第27条第1項）
- ⑤財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る後見開始の審判の請求（第27条第2項）

■体制整備に関する項目

- ①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- ②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第3条第2項）
- ③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第3条第3項）
- ④対応窓口の周知（第21条第5項）
- ⑤成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応では、介護保険施設・事業所の指導監査業務を担当する介護保険係や地域包括支援センターに通報等が寄せられた際には、高齢者福祉係へ連絡するほか、必要な情報提供や養介護施設・事業所への対応など、連携しながら対応します。

また、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設・事業所に対して指定権限を有する北海道との連携は非常に重要です。当該養介護施設・事業所に実施した過去の指導監査結果や苦情等情報の照会、事実確認や虐待の有無の判断、指導内容等の検討など、虐待対応の一連の場面で協力を依頼したり共同で実施することがあるため、通報等が寄せられた際には、胆振総合振興局社会福祉課と迅速に対応できる連携協力体制を整備しておくことが必要です。

(2) 養介護施設・事業所、従事者

高齢者虐待防止法では、養介護施設・事業所は高齢者虐待を防止するための措置や養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は速やかに通報する義務が定められています。

そのため、養介護施設・事業所等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行い、経営者・管理者は、虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

《高齢者虐待防止法に規定する養介護施設・従事者等の責務と役割》

- 高齢者虐待の防止に関する取組（第20条） ～養介護施設設置者、養介護事業を行う者
- ①養介護施設従事者等の研修の実施

- ②養介護施設・事業所を利用する高齢者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

■通報等の義務（第21条） ～養介護施設従事者等

業務に従事している養介護施設・事業所において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際の通報義務